

碧南市緑の基本計画の 見直し(案)について

1

目次

1. 計画見直しの趣旨	3
2. 見直し項目の検討	5
3. 見直し内容	7

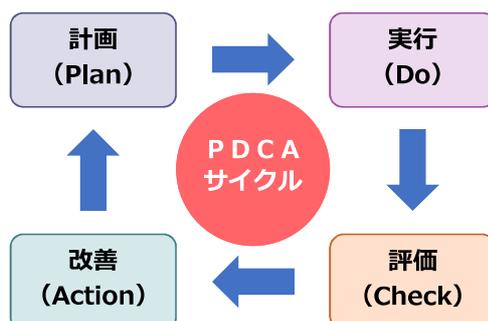
2

1. 計画見直しの趣旨

3

計画見直しの趣旨

- 碧南市緑の基本計画は、2030（令和12）年を目標年次として、2019（令和元）年に策定しています。
- 本計画では、PDCAサイクルによる施策の進行管理を行い、計画の実効性を高めることとしています。その上で、概ね5年後を目途に本計画で設定した目標値等の達成状況を評価し、計画の進捗状況を分析するとしています。
- さらに本計画では、この評価・分析の結果必要と判断した場合や、本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合に、計画の見直しを行うことが位置づけられています。
- これらを受け、中間評価を実施し、その結果計画の一部を見直す必要が生じました。



4

2. 見直し項目の検討

5

見直し項目の検討

■見直しの考え方

- ・見直し前の緑の基本計画では、p140において「本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行う」とされています。

■当初の想定からの状況変化

- ・山下町は見直し前の碧南市都市計画マスタープランで「新たな住宅地の整備」が位置づけられており、これを受けて緑の基本計画では、緑の将来像図において同地区を「居住・生産ゾーン」に位置づけ、地区の一角に「街区公園の整備」を計画していました。しかしながら、令和元年度の山下地区市街地整備基礎調査において、災害リスクが高いことが明確となったことから、住宅地とするのは避けることが望ましいと判断されました。

■各種個別事業の進捗状況等の反映

- ・中間評価により把握した各種個別事業の進捗状況等を踏まえ、完了した事業に関する文言や図を修正するなど、必要に応じて計画の部分見直しを行います。

6

見直し内容 緑地の配置方針－防災系統

【80ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(3) 防災系統の配置方針

■ 防災系統の配置方針図

【見直し前】



【見直し後】



見直し内容 緑地の配置方針－景観系統

【82ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(4) 景観系統の配置方針

■ 景観系統の配置方針図

【見直し前】



【見直し後】



見直し内容 都市公園の整備及び管理の方針

【83ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針
 6.2 都市公園の整備及び管理の方針
 (1) 身近な公園の整備方針
 <10年間の整備方針>

【見直し前】

<10年間の整備方針>

- 目標年次の2030年（令和12年）までの約10年間に於いては、近隣公園2ヶ所、街区公園5ヶ所の整備を推進します。



【見直し後】

<10年間の整備方針>

- 目標年次の2030年（令和12年）までの約10年間に於いては、近隣公園2ヶ所、街区公園4ヶ所の整備を推進します。

山下町の住宅地整備に伴い、街区公園1ヶ所を整備する計画であったが、山下町の位置づけ変更により、街区公園整備が不要になったため1ヶ所減少

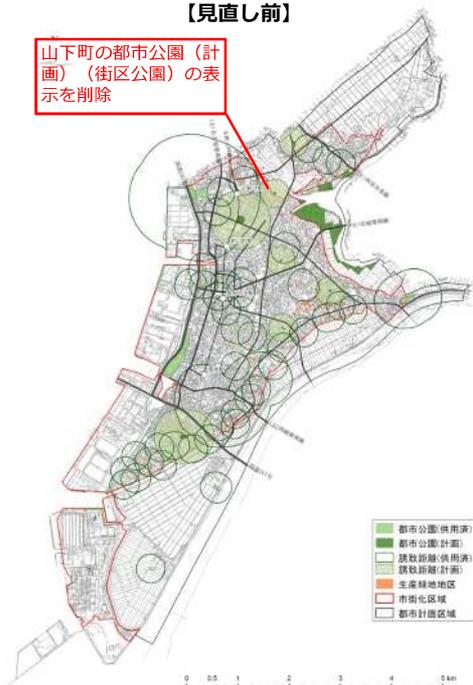
見直し内容 都市公園の整備及び管理の方針

【84ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針
 6.2 都市公園の整備及び管理の方針
 ■都市公園の整備方針図（10年間の整備方針）

【見直し前】

山下町の都市公園（計画）（街区公園）の表示を削除



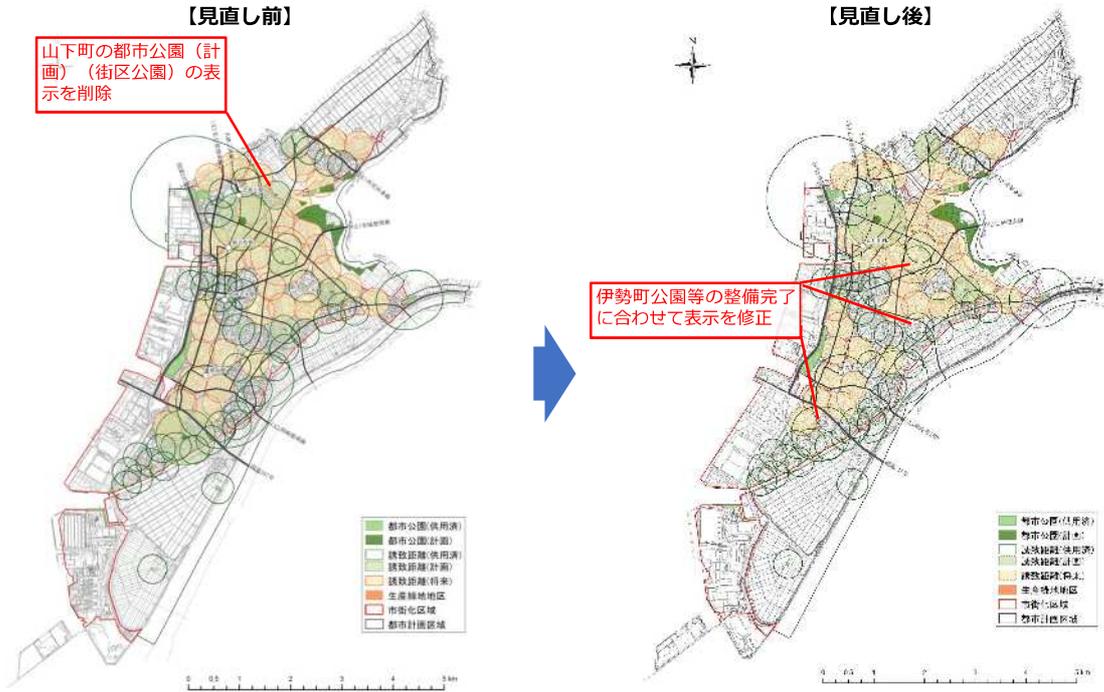
【見直し後】

伊勢町公園等の整備完了に合わせて表示を修正



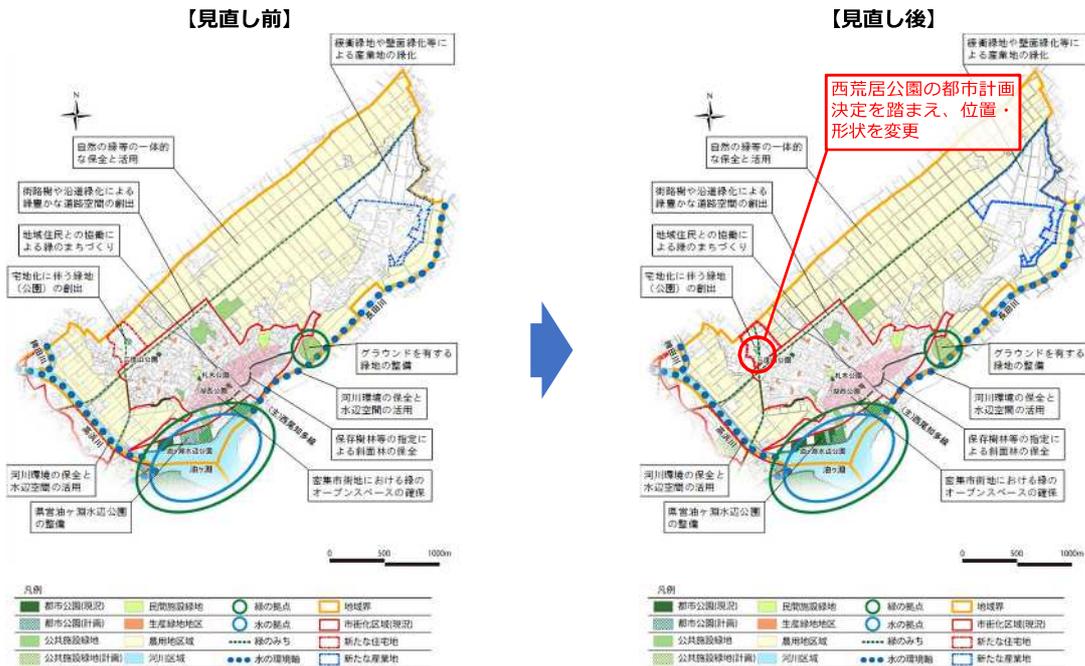
見直し内容 都市公園の整備及び管理の方針

【85ページ】
 第6章 緑のまちづくり施策の方針
 6.2 都市公園の整備及び管理の方針
 ■都市公園の整備方針図（将来的な整備方針）



見直し内容 地域別緑のまちづくり方針－西端地域

【104ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (1) 西端地域
 西端地域の緑のまちづくり方針図



見直し内容 地域別緑のまちづくり方針－新川地域

【108ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (2) 新川地域
 ④ 緑のまちづくり方針

【見直し前】

- <具体的な取組>
- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
 - 新川、高浜川の河川と公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園、明石公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
 - 緑化重点地区の指定により、沿道緑化や民有地緑化等一体的に緑化を推進します。(緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。)
 - 社寺林等市街地内の緑の保全と活用を図ります。
 - 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
 - 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
 - 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
 - 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
 - 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
 - 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
 - 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
 - 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。(新規)

【見直し後】

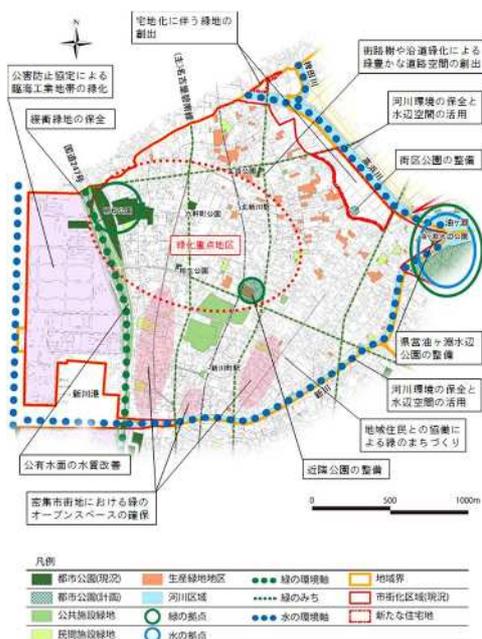
- <具体的な取組>
- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
 - 新川、高浜川の河川と公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園、明石公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
 - 緑化重点地区の指定により、沿道緑化や民有地緑化等一体的に緑化を推進します。(緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。)
 - 社寺林等市街地内の緑の保全と活用を図ります。
 - 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
 - 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
 - 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
 - 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
 - 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
 - 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
 - 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
 - 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
 - 山下町において、市民のスポーツや健康増進活動の場として、グラウンド等を有する公園緑地の整備を推進します。

山下町のグラウンド等整備を新規に位置づける。

見直し内容 地域別緑のまちづくり方針－新川地域

【109ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (2) 新川地域
 新川地域の緑のまちづくり方針図

【見直し前】

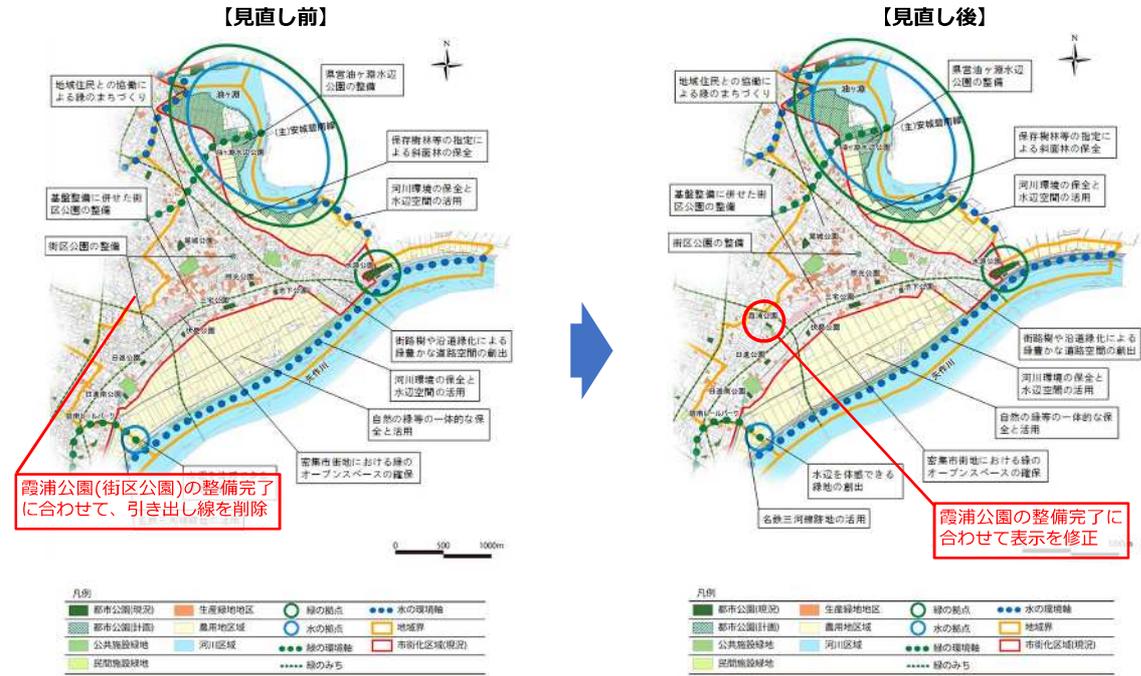


【見直し後】



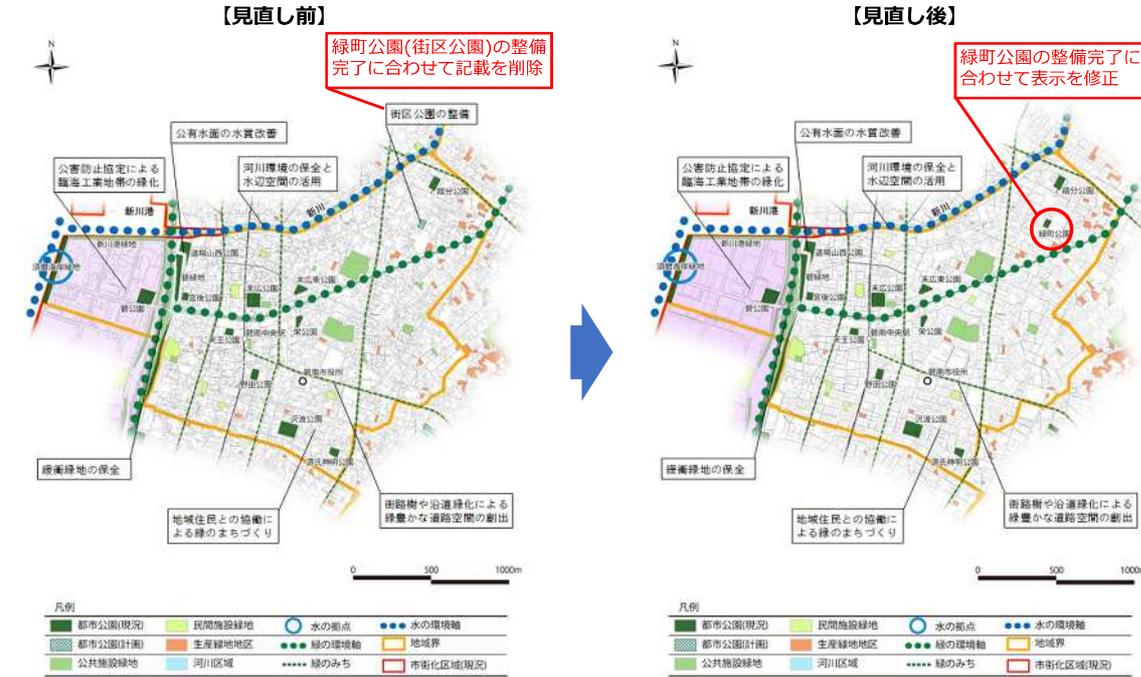
見直し内容 地域別緑のまちづくり方針－旭地域

【114ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (3) 旭地域
 旭地域の緑のまちづくり方針図



見直し内容 地域別緑のまちづくり方針－中央地域

【119ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (4) 中央地域
 中央地域の緑のまちづくり方針図



見直し内容 地域別緑のまちづくり方針－大浜南部地域

【128ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (6) 大浜南部地域
 ④緑のまちづくり方針

【見直し前】

<具体的な取組>

- 衣浦港、矢作川、蜷川の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、ヒーリングガーデン・エコパーク、伊勢町公園等を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 優良農地、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。



【見直し後】

<具体的な取組>

- 衣浦港、矢作川、蜷川の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、ヒーリングガーデン・エコパーク、伊勢町公園等を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 優良農地、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。

伊勢町公園整備完了に合わせて、項目を削除

見直し内容 地域別緑のまちづくり方針－大浜南部地域

【129ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (6) 大浜南部地域
 大浜南部地域の緑のまちづくり方針図

【見直し前】



【見直し後】

